

# 女性部通信

福井県教職員組合 女性部 NO.1

今年度も「女性部通信」を発行します。県女性部や各支部女性部の活動、役に立つ情報などをお知らせしていきます。

## 女性部大会・学習会

6月14日(木)教育センターにおいて、県内各支部より76人の代議員が参加し、女性部大会が開かれました。大会では、17年度の報告並びに承認、18年度の役員承認、18年度の運動方針・予算案についての審議、採決が滞りなく行われました。



部長	高間 恵美	県教組
副部長	大崎 ふみ代	福井・清水北小
	千秋 由加里	鯖江・神明小
常任委員	橋本 幸美	敦賀・栗野南小
	佐々木美津子	吉田・松岡小

今回の大会では、運動方針について代議員から積極的に意見を述べていただきたいと考え、各支部に協力をお願いしました。当日は5つの支部より、学校現場の状況や、工夫をしていること、県教組女性部への要望などについての発言がありました。参加者からは、「各支部の様子が分かった」「困っているのは自分だけではないと分かった」などの声がありました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後のとりくみにいかします。

**支部からの意見 → 執行部の見解**  
**・育短を取っている先生がいます。6時間勤務はできませんか？** → 1日に2時間の部分休業を取るという方法もあります。  
**・看護休暇を中3までにしてほしい。** → 県教委に交渉します。政策懇談会でも取り上げ、議員さんに後押ししてもらいます。  
**・介護休暇をもっと長くしてほしい。** → 民間よりは長いので難しいが、介護で退職した教職員を簡単な試験で再採用する制度を求めています。

大会後の学習会では「趣味を生きがいに」という演題で、福井合奏団による演奏とお話をいただきました。この日は9人のメンバーが来てくださいましたが、そのうち5人は私たちと同じ仲間である県内小中学校の教職員です。生きがいとなるほど趣味を充実させることで、仕事もしっかりやっていけるというお話は、とても興味深いものでした。何よりメンバーのみなさんの生き生きした表情が印象的でした。



### ☆参加者の感想より

- 私は今趣味をもっていますが、一人で楽しんでいることが現状です。仲間を見つけるとともに活動することで、より楽しくそして今よりステップアップできるように思います。より生きがいをもって生活することで、仕事も効率アップするはずですよ。
- 社会人を指導される方のお話を興味深く聞かせていただきました。それぞれの立場を考えながら活動を楽しんで、できるだけ長く続けたいなあと思っていました。
- 心地よい時間をありがとうございました。趣味に打ち込んでいるときは違う自分を見つめられ、そこで得られたエネルギーで仕事に向かっていけるといってお話に勇気づけられました。
- これまでにない演奏という内容に、心洗われる思いでした。組合活動を大変という人もいますが、私自身何年か活動をしてとても充実した時間を過ごさせていただきました。



### 演奏された曲目

- 「アイネクライネナハトムジーク」
- ピノキオより「星に願いを」
- 天空の城ラピュタより「君を乗せて」
- 「モンティ チャールダーシュ」
- 「モーツァルト トルコ行進曲」
- 「パッヘルベル カノン」
- 「モーツァルト ディベルティメントK.136」
- マイフェアレディより「踊り明かそう」



# 妊娠・出産に関する権利 育児・介護に関する権利

## 全国の状況



### ☆妊娠障害休暇（つわり休暇）

全国では10日や14日が多い（群馬は16日！）  
福井の7日は少ない方

### ☆妊娠教員の負担軽減措置

- ・体育実技時間の変更 運動会・学芸会等の軽減 遠足の引率免除（北海道）
  - ・本人から申し出があった場合、TTによる授業ができる（静岡）
  - ・1校における妊娠中の教員が2人以上いる場合、非常勤講師を任用（京都・鳥取・岡山・徳島・熊本）
  - ・小学校のプール指導、体育指導に補助教員配置（兵庫）
  - ・妊娠が分かった時点から産休に入るまで代替措置あり（神奈川）
  - ・養護教諭の校外学習の代替（群馬）
- 福井は中学校体育教諭に代替措置だけ（これは多くの県にあり）

### ☆育児短時間勤務

福井は全国と同様の内容（4パターンの働き方から選択）

### ☆配偶者出産休暇

全国では3日が多い（三重は4日！）  
福井の2日は少ない方

### ☆子の看護休暇

- ・年6日 高校生までの子 配偶者、父母、配偶者の父母、孫（秋田）
  - ・年7日 中学卒業まで 「子育て休暇」で、入学式・卒業式・授業参観等も（福島・京都）
  - ・中学卒業まで 学校行事・PTA活動・不登校の子の送迎も可（岡山）
- 「家族の看護休暇」となっている県が増えている  
福井は年5日 中学校就学前までで、最も少ない内容

### ☆不妊治療休暇

不妊治療休暇の制度あり（茨城・岡山・大分）  
福井は「医師の診断で本人の疾患による治療の必要性が示されれば、病気休暇の取得を認める」となっていて、他県の多くも同様。



# 全国女性部長会議で話し合いました

6月17日（日）に東京・日本教育会館において「2018年度全国女性部長会議」が開催されました。その中で「誰もが働きやすい職場づくりに向けて」というテーマでグループセッションが行われ、各単組からさまざまな意見を聞くことができました。

## 誰もが働きやすい職場づくりに向けて

～各単組の女性部長の意見より～

- 労働時間は労基法で定められているので、長時間労働については自信をもって改革をしていけばよい。
- 産休の代替者を置くことは法律で定められていると分かった。いないところは泣き寝入りしないで、声をしっかりあげるべき。
- 小学校からの「皆勤賞」という文化が「休むことは悪」という文化をつくっているのではないか。
- 権利を取得するときに「すみません」と謝るのをやめよう。休んだ後に「ありがとうございました」と感謝を伝えるようにしましょう。
- 若い世代では、権利を知らないという人も多い。しっかり周知させることが大切。

昨年7月に全組合員に配布した「権利リーフレット」をご活用ください。新組合員の方には、夏休みの分会訪問でお渡しします。また、県教組のホームページにも掲載しています。



**女性のみなさん、力を合わせて働きやすい職場をつくりましょう！**

使って活かそう！私達の権利	
FTU 福井県教職員組合 2017年7月発行	
<p>「年休」は、学校運営に支障のある場合を除き、教職員が自由に取得できます。年間20日（4月新採用者は15日）取得できます。</p> <p>【1日＝1時間単位】となります。</p> <p>また、翌年（1月1日～12月31日）に20日間で繰り越すこともできます。</p>	<p>「産休」は、産後1年以上経過した後も取得できます。産後1年以上経過した後も取得できます。また、生活を支かいたの三つクワッドプラスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について話し合い、活用しやすさを確保していきましょう。また、産後では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。</p>
<p>「育児短時間勤務」は、学校運営に支障のある場合を除き、教職員が自由に取得できます。年間20日（4月新採用者は15日）取得できます。</p> <p>【1日＝1時間単位】となります。</p> <p>また、翌年（1月1日～12月31日）に20日間で繰り越すこともできます。</p>	<p>「配偶者出産休暇」は、配偶者が産後1年以上経過した後も取得できます。産後1年以上経過した後も取得できます。また、生活を支かいたの三つクワッドプラスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について話し合い、活用しやすさを確保していきましょう。また、産後では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。</p>
<p>「子の看護休暇」は、子どもが病気やケガをした場合、保護者として必要な期間、療養のための休暇を取得できます。</p> <p>生活日の勤務が早く困難な場合の休業として連続する2日以内（医師が2日を連続して必要と認める場合はその期間）取得できます。</p>	<p>「特別休暇（有給）」</p> <p>⑦ 産後休暇 産後1年以上経過した後も取得できます。産後1年以上経過した後も取得できます。また、生活を支かいたの三つクワッドプラスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について話し合い、活用しやすさを確保していきましょう。また、産後では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。</p> <p>⑧ 産後休暇 産後1年以上経過した後も取得できます。産後1年以上経過した後も取得できます。また、生活を支かいたの三つクワッドプラスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について話し合い、活用しやすさを確保していきましょう。また、産後では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。</p> <p>⑨ 産後休暇 産後1年以上経過した後も取得できます。産後1年以上経過した後も取得できます。また、生活を支かいたの三つクワッドプラスを実現するためにも、今後はその権利を使って活かすことが必要です。みんなで権利について話し合い、活用しやすさを確保していきましょう。また、産後では、組合員の声を集約し、新たな権利拡充の運動をすすめます。</p>
<p>「不妊治療休暇」は、医師の診断により必要な期間、療養のための休暇を取得できます。</p> <p>公費または通勤による疾病や負傷の場合、医師の診断書により必要な期間、療養のための休暇を取得できます。</p> <p>この他、「災害時交通遮断休暇」や「通信教育の受講のための休暇」なども有給です。</p>	<p>「介護休暇（無給）」</p> <p>家族が病気・療養または介護により長期以上の期間にわたって介護が必要な場合、連続して6ヶ月以内で取得できます。1日または1時間単位（1日4時間まで）で取得できます。2回を上限として、分割して取得できます。</p> <p>*介護休暇（有給）は、介護を受ける方の介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹（直系も可））</p>
<p>「介護時間（無給）」</p> <p>連続する3年の期間内において、1日に2時間を超えない範囲内で介護休暇を取得できます。</p>	

